

第4章 成果目標

市町村等が「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」を定めるにあたり、厚生労働省およびこども家庭庁から告示される基本的な方針(以下、基本指針)が、令和6年度から8年度までの計画策定に向けて改正されました。

この基本指針の中で、市町村の計画で「設定されることが適当」とされている成果目標を、本市の成果目標等のベースとしたうえで、これまでの取り組みや地域の課題等を総合的に考慮し、本市の目標を定めます。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	成果目標
令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行する (参考)令和4年度末施設入所者 310人 基本指針に基づく目標数 18.6人	0人 ※令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数310人を上回らない
令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減する (参考)令和4年度末施設入所者 310人 基本指針に基づく目標数 15.5人	0人 ※令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数310人を上回らない

現状・課題

- 地域で重度の障害のある方を受け入れることのできる体制が十分に整っていないため、地域生活への移行があまり進んでいない。
- 施設入所の枠が少ないため、障害の特性や家族の状況から見て、真に施設入所が必要な人が入所することができていない。

成果目標の設定の考え方

国の基本方針では、令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行し、5%以上を削減することとしています。

しかし、本市の施設にすでに入所している人は、その障害の特性や家族の状況から、地域生活への移行は非常に困難であると考えています。

また、本来なら施設入所が必要である人も、入所施設の定員が限られていることから、その多くが入所を待機している状態で、現状の利用者数の削減も困難です。

そのため、本計画期間では、目標数はともに0人とし、地域で重度の障害のある方を受け入れるための体制づくりを進めることで、令和8年度末時点で令和4年度末時点の施設入所者数である310人を上回らないことを目指します。

なお、施設入所者の地域生活への移行の目標数は、市内の入所施設から地域に移行した人数をカウントしていますが、県立施設については神奈川県の実績として計算するため、本市の目標には反映させていません。

目標達成に向けた取り組み

- 重度の障害のある方を受け入れることのできるグループホームの設置を促進する。
- 地域移行支援・地域定着支援の支援内容や支給決定の対象者などの制度の周知や普及啓発を図ることにより、利用者の拡充を図る。

- グループホーム事業や相談支援事業等を運営している法人に対して、自立生活援助事業所の新たな設置を勧奨する。
- 重度の障害のある方を支援することのできる人材を確保することができるよう、重度の障害のある方を受け入れている事業所への支援施策を検討する。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	成果目標
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場(以下、協議の場)の設置	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健、医療及び福祉関係者等からなる精神保健福祉連絡協議会の開催を継続

■活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
協議の場の開催回数	年3回	年3回	年3回
協議の場への関係者等の参加者数	延54人	延54人	延54人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	-	-	-
精神障害者の地域移行支援の利用者数	5人	8人	10人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	2人	2人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	164	168	172
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	20人	20人	20人

(各サービスの利用者数は年間の実利用者数)

現状・課題

- 精神障害者が精神病床から退院し、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるような支援体制のさらなる推進が必要である。

成果目標・活動指標の設定の考え方

国の基本方針に定める「協議の場」として、本市では以前から、保健、医療及び福祉関係者等からなる「精神保健福祉連絡協議会」を開催しており、次期計画期間においても、継続してこの協議会を開催することを目標とします。

また、協議の場に関する活動指標は、令和4年度の実績に基づき設定しました。活動指標のうち、精神障害者の各障害福祉サービスの利用者数については、以下の考え方に基づき設定しています。

- 「地域移行支援」は、市内5カ所の障害者相談サポートセンターにおいて、それぞれ令和6年度は1人、7年度は1.6人、8年度は2人が利用すると見込みました。
- 「地域定着支援」は地域移行支援利用者の1/5が利用すると見込みました。
- 「共同生活援助」は、令和5年度の実績見込を基に、4名定員のグループホームが毎年1件新規設置され、定員にして毎年4人増えていくと見込みました。
- 「自立生活援助」は各年1名の利用を見込みました。

- 「自立訓練(生活訓練)」は、令和4年度の実績と同程度の利用者数で見込んでいます。

目標達成に向けた取り組み

- 入院している精神障害者や精神病床を有する医療機関等の関係者に対し、退院支援や地域生活の支援に関する制度の周知及び普及啓発を行う。
- 地域生活を送るにあたっての医療面(通院、服薬、症状悪化時の入院調整など)の支援を行える体制を検討する。
- 地域生活を送るにあたっての生活面(地域定着支援、相談支援、自立生活援助、グループホームや通所事業所など)の支援を行える体制を検討する。
- 精神保健福祉連絡協議会の開催により、関係機関や関係者の情報共有や連携体制の強化を図る。
- 障害者相談サポートセンターにおいて、精神障害者に関する精神病床からの地域移行支援の年間目標件数を設定する。

(3)地域生活支援の充実

国の基本指針	成果目標
地域生活支援拠点等の整備	令和8年度末までに地域生活支援拠点の面的整備を行う
強度行動障害のある障害者の支援ニーズの把握と支援体制の整備	整備

■活動指標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
面的整備としての地域生活支援拠点等を構成する事業所の設置力所数	6カ所	6カ所	9カ所
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証および検討の実施回数	年1回	年1回	年1回

現状・課題

- 前回の計画により、面的整備を行うことは決まっていたが、地域生活支援拠点等に求められている5つの機能のうち、どんな機能を、どのレベルで、いつまでに整備するのか、具体的な方向性や内容が示されていなかった。
- このため、令和4年度から令和5年度にかけて、障害とくらしの支援協議会の地域生活支援拠点等部会において協議を行い、地域生活支援拠点等のあり方について、基本的な方向性が示されている。

成果目標・活動指標の設定の考え方

地域生活支援拠点等部会で示された、地域生活支援拠点のあり方の基本的方向性に基づいて、令和8年度末までに地域生活支援拠点の面的整備を行います。

また、強度行動障害のある障害者の支援ニーズを把握し、令和8年度末までに支援体制の整備を図ります。

活動指標のうち、地域生活支援拠点等を構成する事業所の設置力所数については、まずは市内5カ所の障害者相談サポートセンターを「相談」機能として位置付けるほか、令和6年度末までに精神障害者が対象の「緊急時の受け入れ・対応」機能を担う事業所を1カ所、令和8年度末までに身体・知的障害者が対象の「緊急時の受け入れ・対応」機能を担う事業所を各1カ所、「体験の機械・場」の機能を担う事業所を1カ所位置づけることを目指します。

検証および検討の実施回数については、障害とくらしの支援協議会などの既存の枠組みを生かし、年1回実施することを見込んでいます。

目標達成に向けた取り組み

- 「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能のうち、優先順位をつけて整備していく。

<令和6年度>

- ◆ 5つの障害者相談サポートセンターについて、「相談」の機能を有する地域生活支援拠点等として位置づける。
- ◆ 「緊急時の受け入れ・対応」について、精神障害者を対象とする事業所を1カ所位置付ける。
- ◆ 基幹相談支援センターについて、地域生活支援拠点の機能のうち、「相談」、「専門的人材の確保・育成」、「地域の体制づくり」の機能を担えるようにする。
- ◆ 「地域の体制づくり」については、基幹相談支援センターが事務局となっている障害とくらしの支援協議会の活動を通じて、実施していく。

<令和8年度>

- ◆ 「緊急時の受け入れ・対応」について、身体・知的障害者を対象とする事業所を、少なくとも1カ所ずつ位置づけることができるよう検討する。
- ◆ 「体験の機会・場」について、少なくとも市内に1カ所位置づけることができるよう検討する。
- 緊急時の受け入れに備えた専用枠(空室等)の確保と経済的支援について検討する。
- 緊急時の受け入れに備えた専用枠の確保については、通所事業所の活用も視野に入れて検討する。
- サービスにつながっていない在宅の障害のある方(本人や家族の状況が変化した場合にリスクの高い方)の情報をあらかじめ把握し、緊急時に備えておく仕組み(事前登録制)を検討する。
- 事前登録制の検討にあたっては、サポートブックの活用や改良を視野に入れて考えていく。
- 強度行動障害のある障害者の支援ニーズの把握と支援体制の整備については、障害とくらしの支援協議会の活動を通じて実現していく。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	成果目標
令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者を令和3年度の一般就労移行実績の1.28倍以上にする (参考)令和3年度移行者数 71人 基本指針に基づく目標数 90.88人	91人
1 就労移行支援事業からの移行者 令和3年度比 1.31倍以上 (参考)令和3年度移行者数 52人 基本指針に基づく目標数 68.12人	69人
2 就労継続支援A型事業からの移行者 令和3年度比 1.29倍以上 (参考)令和3年度移行者数 7人 基本指針に基づく目標数 9.03人	10人
3 就労継続支援B型事業からの移行者 令和3年度比 1.28倍以上 (参考)令和3年度移行者数 7人 基本指針に基づく目標数 9.03人	10人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、全体の5割以上にする	令和8年度末に50%以上
令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上にする (参考)令和3年度利用者数 64人 基本指針に基づく目標数 90.24人	64人
過去6年間で就労定着支援事業を利用した者のうち、就労継続期間が3年半以上6年未満である者の割合(就労定着率)が7割以上である事業所を、全体の2.5割以上にする	令和8年度末に25%以上

現状・課題

- 就労移行支援事業所等や就労支援機関により、一般就労への移行や職場定着のための支援を行う仕組みは、一定程度整っている。
- 一般就労に向けた企業実習の機会が十分ではない。
- 職場定着支援のためのマンパワーが不足している。
- 市内で障害のある方のニーズにマッチする雇用の場を探すことが難しい。

成果目標の設定の考え方

原則として、国の基本方針で定められた基準に準じた目標とします。

ただし、令和8年度の就労定着支援事業の利用者数については、国の基準どおり

の目標値とすると、同年度の一般就労への移行者数の目標値と同じ数値となってしまうため、令和3年度と同程度の利用者数を達成することを目標とします。

目標達成に向けた取り組み

- 関係機関との連絡会議等を活用し、企業実習先の拡大や職場定着支援の充実（生活面のフォローを含む）などの課題について、情報共有や連携を行うことにより、就労移行支援事業所等の利用による一般就労者数の増加と就労定着率の向上を図っていく。
- 企業の障害者雇用に対する理解の促進を図るため、よこすか就労援助センターなどの関係機関等と連携し、企業向けの研修会や説明会を開催する。
- 企業実習先の更なる開拓が行えるよう、神奈川労働局が実施している「障害者職場実習推進事業」など、既存の制度も活用しながら、必要な取り組みを行っていく。
- 新たな雇用機会の提供のための環境整備について、農福連携の取り組みの拡充やテレワークの活用なども視野に入れて、市として、研究していく。

(5)障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	成果目標
児童発達支援センターの設置	横須賀市療育相談センターの設置を継続
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築	構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保	3カ所以上を確保
医療的ケア児等(以下、医ケア児)の支援のための関係機関の協議の場の設定	医療的ケア児等支援協議会の開催を継続
医ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置を継続

■活動指標

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	受講者数(保護者)	延76人	延76人	延76人
	実施者数(支援者)	延60人	延60人	延60人
ペアレントメンターの人数		-	-	-
ピアサポートの活動への参加人数		-	-	-
サポートブックの作成人数		333人	373人	413人
サポートブックの作成のための説明会や勉強会の開催回数		年3回	年3回	年3回
市内の医ケア児を受け入れている児童発達支援事業所数		3カ所	4カ所	5カ所
市内の医ケア児を受け入れている放課後等デイサービス事業所数		7カ所	8カ所	9カ所
市内の医ケアのある人を受け入れている生活介護事業所数		5カ所	6カ所	7カ所
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数		2人	3人	3人
福祉型障害児入所施設の新規設置				

■現状・課題

- 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)については、横須賀市療育相談センターの巡回相談や保育所等訪問事業所等による訪問支援等により浸透してきているが、さらなる推進が求められている。
- 発達障害等に関するピアサポートの活動について、障害のある児童の保護者等が障害福祉相談員に対して、直接連絡をすることが難しいといった理由により、障害福祉相談員に対する相談があまり寄せられていない。

- 重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れることのできる事業者は、市内に一定数存在するものの、十分な支援体制が確保されているとは言えない状況である。
- 在宅の医療的ケア児のレスパイトケアが不足している。
- 医療的ケアの必要な児童が、市内の保育園等に通うことが難しい状況である。
- 医療的ケア児の登下校時における送迎バスやタクシーの活用が試行されているものの、利用できる児童は限られているため、保護者が送迎可能な場合、保護者に協力してもらっているなど、医療的ケア児の登下校時の送迎は大きな課題である。
- 医療的ケア児の支援を行うことのできる看護師を確保することが難しい。
- 福祉型障害児入所施設は、現在、市内に1カ所のみ設置されているが、本市の入所定員枠が十分ではないため、本市が援護の実施者となる児童は、県外の施設に多く入所している現状があり、市内への新たな本市の入所定員枠の確保が求められている。
- 市内に設置されている福祉型障害児入所施設は建設から相当の年数が経ち、老朽化が進んでいる。

成果目標・活動指標の設定の考え方

国の基本指針に定める目標に対し、すでに達成しているものについては、本計画期間でも継続して行うことを目標とします。

障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)については、既存の協議会や研修などを活用しながら、関係者が連携して推進していく体制の構築を図ります。

主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所については、令和5年8月現在で市内に1カ所存在しますが、さらなる拡大を目指し、令和8年度末までに3カ所を確保することを目標とします。

活動指標のうち、ペアレントトレーニング等の支援プログラム等に関する数値については、現在療育相談センターで行っているプログラムの令和4年度の実績に基づき、これを継続して実施するものとして設定しました。

サポートブックの作成人数については、平成29年度に制度を開始して、令和5年9月で6年半が経過し、273人分作成されていることから、作成人数を年数で割り返し、毎年の新規作成人数を40人程度と見込み、設定しました。

サポートブックの作成のための説明会等の開催回数については、現在の説明会の開催回数を維持するものとして設定しました。

医療的ケア児等を受け入れている障害児通所支援および生活介護事業所の数値については、令和5年8月現在の事業所数を基に、令和7年度・8年度に、年1カ所

ずつ増やしていくことを目指します。

医療的ケア児等コーディネーターの配置人数については、現在の人数を基に、令和7年度に1名増員することを目指します。

目標達成に向けた取り組み

- 発達支援コーディネーターの養成を継続する。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等における障害理解の促進を図る。
- 発達障害等に関するピアカウンセリングとしての相談のしづらさを緩和するため、市や基幹相談支援センター等が主催して、障害福祉相談員による相談会を開催する。
- 市や基幹相談支援センター等が、発達障害等に関するピアカウンセラー養成研修等を実施し、研修修了者をピアカウンセラーとして認定する仕組みを検討する。
- サポートブックの活用やトライアングルプロジェクトの推進による家庭と教育と福祉との連携の強化を図る。
- サポートブックの電子化(デジタル化)を研究する。
- 重症心身障害児や医療的ケア児の人数やニーズを把握する。
- 重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援を行う支援者の養成や看護師等の確保のための取り組みを検討する。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等に対して、喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度を検討する。
- 重症心身障害児や医療的ケア児に対する移動支援施策の充実を検討する。
- 医療的ケア児等に対する在宅レスパイトケア事業等の実施を検討する。
- 福祉型障害児入所施設の新規設置を検討する。
- 市内にすでに存在する福祉型障害児入所施設の老朽化に対する支援を検討する。

(6)相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	成果目標
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置を継続
基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	基幹相談支援センターが事務局となり、横須賀市障害とくらしの支援協議会(以下、協議会)において、相談支援部会の設置を継続
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	協議会における取り組みを継続

■活動指標

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な助言等の件数		230件	230件	230件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		40件	40件	40件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数		80回	120回	160回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数		12回	12回	12回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数		1人	1人	1人
協議会における相談支援事業所の参画	事例検討実施回数	10回	10回	10回
	参加事業者・機関数			
協議会の専門部会	設置数			
	実施回数			

■現状・課題

- 相談支援事業所の数や相談支援専門員の人数が増えていない。
- 相談支援専門員の質の向上を図る必要がある。
- 相談支援専門員の処遇や労働環境が十分でない。
- 相談支援専門員の重要性の啓発が十分に行われていない。

■成果目標・活動指標の設定の考え方

国の基本指針に定める目標については、本市ではすでに実施しているものと考えますので、本計画期間でもこの取り組み等を継続して行うことを目標とします。活動指標については、原則として令和5年度の実績見込に基づき設定しました。また、基幹相談支援センターによる地域の相談支援機関との連携強化の取組の

実施回数については、毎年 40 回ずつ増えていくと見込み、設定しました。

目標達成に向けた取り組み

- 基幹相談支援センターに配置された主任相談支援専門員を中心として、地域の相談支援事業者の相談支援専門員に対する指導・助言を行う。
- 障害とくらしの支援協議会の相談支援部会における地域会議の実施により、相談支援専門員同士の連携の強化とスキルアップを図る。
- 市内の障害福祉サービス等を運営している法人に対して、相談支援事業所の新規の設置を勧奨する。
- 障害者相談サポートセンターを中心とした「複数の相談支援事業所における協働モデル事業」を実施し、協働モデル事業に参加した相談支援事業所の報酬額のアップや連携の強化を図る。

(7)障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針	成果目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築	構築

■活動指標		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基幹相談支援センター等における 障害福祉サービス等の質の向上に 係る研修の実施	実施回数			
	参加人数			

現状・課題

- グループホームの支援員やヘルパーの人材確保が深刻な課題である。
- 新たなグループホームが設置されている一方で、支援員の質の向上が大きな課題である。

成果目標・活動指標の設定の考え方

基幹相談支援センターを中心として、市内の障害福祉サービス事業所等の職員を対象とした研修等を行うことにより、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築を図ります。

活動指標については、

目標達成に向けた取り組み

- 基幹相談支援センターにより、主にグループホームの支援員を対象にした支援の質の向上のための研修を実施する。
- 障害福祉サービス事業所等の職員を対象とした権利擁護や虐待防止のための研修を実施する。

第5章 障害福祉サービス等の見込量

基本指針に定められている活動指標を踏まえ、本市における各障害福祉サービス、障害児通所支援等、地域生活支援事業の令和6年度から8年度までの各年度の利用者数や利用時間数等の見込量を定めます。

なお、原則として、実績に一定の増減が見られるものについては、平成30年度～令和4年度の増減の平均値から見込量を算出しています。

また、実績等の増減の変動が少なく、今後も変動が少ないと想定されるものについては、令和4年度の実績または令和5年度の実績見込のいずれかを適用しています。

最後に、計画を推進するにあたって、留意すべき視点を記載します。

(1)訪問系サービスの見込量

サービス名	サービスの概要
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障害・精神障害があり常に介護が必要な方に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援等、総合的な支援を行うサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を提供するサービス
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等、複数のサービスを包括的に提供するサービス

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人	508	560	-	536	535	534
	時間	9,926	12,310	-	10,535	10,513	10,491
重度訪問介護	人	17	18	-	19	20	21
	時間	1,580	1,588	-	1,676	1,764	1,852
同行援護	人	46	59	-	54	55	56
	時間	857	935	-	889	905	921
行動援護	人	2	2	-	5	7	9
	時間	68	112	-	133	199	265
重度障害者等包括支援	人	0	0	-	0	0	0
	時間	0	0	-	0	0	0

(単位は1カ月あたり)

現状・課題

- 居宅介護事業所等のヘルパーの高齢化が進んでいるなど、人材を確保することが難しい。
- 重度訪問介護事業所、行動援護事業所、同行援護事業所の数が増えていない。
- 重度訪問介護、行動援護、同行援護の支援を行うための研修を受けているヘルパーの数が増えていない。
- 重度訪問介護、行動援護、同行援護の内容が十分に周知されていない。

見込量の設定の考え方

- 居宅介護については、過去5年間の平均利用人数・時間を基に、重度訪問介護の利用の促進により、重度訪問介護に毎年1人移行すると考え、積算しました。
- 重度訪問介護は、令和4年度の実績を基に、居宅介護から毎年1人移行すると考え、積算しました。
- 同行援護・行動援護については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けた令和元年度の実績を除く、平成30年度～令和4年度の平均利用人数・時間を基に、サービス利用の促進により、移動支援から毎年一定数の人数が移行すると考え、積算しました。
- 重度障害者等包括支援については、神奈川県に指定を受けた事業所がないため、見込は0とします。

見込量達成に向けた取り組み

- 既存の居宅介護事業所等に対して、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、同行援護事業所の新たな設置を勧奨する。
- 居宅介護事業所等のヘルパーが重度訪問介護、行動援護、同行援護の支援を行うために必要となる研修の受講を促進するための助成制度を検討する。
- ヘルパー同士の情報共有や資質向上のための定期的な集まりの場の設置の促進や研修等の機会の場の提供を検討する。

(2)日中活動系サービスの見込量

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービス
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者や難病患者等に、一定期間、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者に、一定期間、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を提供するとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を提供するサービス
就労選択支援	就労を希望する障害者本人と事業者が共同で能力や適性、強みや課題、必要な配慮等について整理・評価(就労アセスメント)を行い、適切な一般就労や就労系サービスにつなげるサービス
就労移行支援	就労希望の方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練等を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (A型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (B型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、主に昼間において病院等で、機能訓練、療養上の管理、その他必要な支援を提供するサービス
短期入所(ショートステイ)	一時的な諸事情により自宅での生活が困難な方に、短期間、夜間も含め施設等で、生活の場やその他必要な介護等を提供するサービス

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人	1,084	1,119	-	1,183	1,231	1,249
	人日	20,194	20,743	-	22,833	24,227	25,070
1 うち障害支援区分5または6の人	人			-			
	人日			-			
2 うち医療的ケアの必要な人※1	人			-			
	人日			-			
自立訓練 (機能訓練)	人	7	9	-	9	9	9
	人日	66	128	-	128	128	128
自立訓練 (生活訓練)	人	12	19	-	19	19	19
	人日	254	413	-	413	413	413
宿泊型自立訓練	人			-			
就労選択支援	人				1	1	1
就労移行支援	人	114	130	-	140	145	150
	人日	2,204	2,485	-	2,685	2,785	2,888
就労継続支援 (A型)	人	84	66	-	88	99	109
	人日	1,770	1,331	-	1,807	2,045	2,284
就労継続支援 (B型)	人	481	552	-	584	600	616
	人日	7,755	9,233	-	9,580	9,753	9,927
就労定着支援	人	64	76	-	64	64	64
療養介護	人	59	60	-	63	65	67
福祉型短期入所	人	215	243	-	265	265	265
	人日	841	1,081	-	1,195	1,195	1,195
1 うち障害支援区分5または6の人	人			-			
	人日			-			
2 うち医療的ケアの必要な人※1	人			-			
	人日			-			
医療型短期入所	人	3	4	-	3	3	3
	人日	12	23	-	20	20	20

(単位は1カ月当たり)

※1 「医療的ケアの必要な人」とは、医療的ケアのスコア表のいずれかの医療行為を必要とする状態である人をいう。

現状・課題

- 手厚い支援や医療的ケアの必要な方が利用できる日中活動系サービスが十分に確保されていない。
- 生活介護事業所等への利用者の送迎の確保が課題である。
- 送迎加算を算定しない生活介護事業所等への利用者の送迎手段として、移動支援を支給決定することが難しい。
- 緊急時に短期入所を利用することが難しい。
- 緊急時の短期入所の利用のコーディネートが不十分である。
- 医療的ケアの必要な方が短期入所を利用することが難しい。
- 市内に宿泊型自立訓練事業所が設置されていない。
- 本市においては、療養介護の対象者について、児童相談所において重症心身障害の認定を受けている方に限定しているが、18歳以降に同様の障害状態となった方は対象とならないため、その方々のくらしの場の選択が行えず、行き先がないという課題が生じている。

見込量の設定の考え方

- 生活介護については、利用が増加傾向であり、今後もその傾向が続くと見込まれるため、過去5年間の平均伸び率により積算しました。また、見込み量には、令和5年度及び令和7年度に、地域活動支援センターから生活介護事業所にそれぞれ2カ所が移行する分を考慮しています。
- 自立訓練については、機能訓練・生活訓練ともに、市内の事業所数が限られ、今後利用者数に大きな変動はないものと考えられるため、令和4年度実績と同程度と見込みました。
- 就労選択支援は、令和6年4月から創設されるサービスですが、令和5年9月時点で事業所の新規設置見込がないため、各年1人程度と見込みました。
- 就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)については、○ページの「(4)福祉施設から一般就労への移行等」の表中の基本方針に定める掛率を、令和3年度の実績に乗じて得た数値を令和8年度の見込量とし、そこに向けて段階的に増えていくように設定しました。
- 就労定着支援は、令和8年度の目標を令和3年度の実績と同程度と定めたため、各年度ともに同程度の見込としました。
- 療養介護については、利用が増加傾向であり、今後もその傾向が続くと見込まれるため、過去5年間の平均伸び率により積算しました。
- 短期入所については、福祉型はやや利用実績が減少傾向であるものの、利用ニーズは高く、また市内の事業所数に今後大きな変動はないものと考えられることから、利用実績が横ばいである医療型とともに、過去5年間の平均利用

実績を基に見込量を設定しました。

見込量達成に向けた取り組み

- 強度行動障害支援者養成研修や喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度を検討する。
- 地域生活サポート事業の実施により、行動障害のある方や医療的ケアの必要な方を受け入れる事業者に対する助成を継続する。
- 生活介護事業所等に対して、利用者を送迎できる運営体制としてもらうよう、市として引き続き働きかけていく。
- 緊急時等の短期入所を利用しやすくするためのコーディネート機能の実現に向けて検討する。
- 市内で施設入所支援事業等を行っている法人に対して、宿泊型自立訓練事業所の新たな設置を勧奨する。
- 18歳以降に重症心身障害と同程度の障害状態となった方(療養介護の対象とならない方)が、障害者支援施設やグループホーム等で暮らすことができるよう、施設等に対して、必要な支援体制や助成制度を検討する。

(3)居住系サービスの見込量

サービス名	サービスの概要
共同生活援助(グループホーム)	主に夜間や休日に、共同生活を営む住居で、相談・入浴・排せつ・食事の介護・その他の日常生活上の支援を提供するサービス
施設入所支援	施設に入所している方に、主に夜間に、入浴・排せつ・食事等の介護・生活等に関する相談、助言・その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から出て一人暮らしをする方や、一人暮らしや同居家族の支援が見込めない方等に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないか確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービス

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期/第2期実績			第7期/第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助(グループホーム)	人	417	487	-	533	553	573
1 うち障害支援区分5または6の人	人			-	R5の見込+8	R5の見込+16	R5の見込+24
2 うち医療的ケアの必要な人※1	人			-	R5の見込+1	R5の見込+2	R5の見込+3
施設入所支援	人	328	310	-	310	310	310
自立生活援助	人	2	3	-	3	3	3

(単位は1カ月当たり)

※1 「医療的ケアの必要な人」とは、医療的ケアのスコア表のいずれかの医療行為を必要とする状態である人をいう。

現状・課題

- グループホームの設置数は増加しているが、重度の障害のある方が入居できるグループホームの設置が進んでいない。
- グループホームで行動障害のある方や医療的ケアの必要な方を受け入れることができる支援員を確保することが難しい。
- 主に肢体不自由のある方を受け入れることができるグループホームがほとんど設置されていない。
- 在宅生活が困難となった方が長期間にわたり短期入所の利用を繰り返すなど、施設入所が必要な方が、すぐに施設入所することができない。

- 自立生活援助事業所は市内に2カ所しかなく、現状では、新たな事業所の設置も見込めない。
- 入所施設利用者の地域移行を推進するにあたり、その受け皿の一つである日中サービス支援型共同生活援助事業所が市内には設置されていない。
- 一方で、日中サービス支援型共同生活援助の類型は、創設されて間もないこともあり、全国的にも事業実績が少なく、事業者の支援技術等を含めて、サービス提供に関する環境が十分に成熟していないという課題がある。

見込量の設定の考え方

- 障害者福祉アンケートでは、現在グループホームに入居していない人で、今後入居したいと答えた人は、1,170人中51人で、そのうち10年以内に50代に到達し、親からの支援等を受けるのが難しくなると考えられる40代以上の人数は22人でした。アンケート調査対象者は全体で10,883人でしたので、そこから積算すると、10年以内にグループホームへの入居が必要な潜在的人数は約204人いることとなります。
- 今後10年間でこの潜在的なニーズを満たすためには、毎年20人程度のグループホームの定員枠が必要となります。
- そのため、共同生活援助については、令和5年度実績見込みを基に、各年度に定員4名のグループホーム5棟を新しく整備するものとして見込を積算しました。
- 上述の22人のうち、障害支援区分5または6の認定を受けているのは約4割の9人でした。そのため、共同生活援助の見込数のうち、障害支援区分5または6の人の見込数は、令和5年度の実績見込みを基に、毎年の新規定員枠20人のうち、4割にあたる8人ずつ増えていくよう設定しました。
- 共同生活援助の見込数のうち、医療的ケアの必要な人の見込数は、
- 同じく上述の22人のうち、精神障害のある人は約2割の4人でした。そのため、新規定員枠20人のうち、2割にあたる4人については、精神障害のある人の枠と捉えます。
- 施設入所支援については、○ページの「(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行」で目標として定めたとおり、令和8年度末時点の見込を310人とし、各年度とも同程度の見込としました。
- 自立生活援助については、直ちに事業所の増は見込めないことから、令和4年度と同程度の見込としました。

見込量達成に向けた取り組み

- 重度の障害のある方や肢体不自由のある方が入居できるグループホームの設置促進に向けた整備費補助制度の見直しを検討する。
- 行動障害のある方や医療的ケアの必要な方を受け入れるグループホームに対する助成制度を検討する。
- 強度行動障害支援者養成研修や喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度を検討する。
- 入所施設からの地域移行を促進し、空いた定員枠に、入所の必要性が高い人が入所できる支援体制を構築する。
- 基幹相談支援センターや障害者相談サポートセンターを中心として、地域移行支援や地域定着支援を強化する。
- グループホーム事業や相談支援事業等を運営している法人に対して、自立生活援助事業所の新たな設置を勧奨する。(再掲)

(4)相談支援の見込量

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービス等利用計画を作成するサービス
地域移行支援	障害者支援施設に入所している方や、精神科病院に入院している精神障害者等に対する住居の確保、地域生活に移行するための相談、その他の支援を提供するサービス
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障害者と常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に相談その他の支援を提供するサービス
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービス

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	316	325	-	392	425	461
地域移行支援	人	3	1	-	8	11	13
地域定着支援	人	2	0	-	1	2	2
障害児相談支援	人	157	122	-	129	133	137

(数値は1年あたり。ただし計画相談および障害児相談支援は1カ月あたり)

現状・課題

- 相談支援事業所の数、相談支援専門員の数、ほとんど増加していないため、計画作成数があまり伸びていない状況である。
- 次のような理由により、現状の相談支援事業所の数や相談支援専門員の人数を維持することが難しい状況である。
 - ◆ 相談支援事業所は、一人職場あるいは少人数の職場が多く、相談支援専門員が孤立しやすい。
 - ◆ 相談支援事業は、業務内容や業務量に対するサービス報酬金額が高くないため、収支がマイナスになりやすい事業形態である。
 - ◆ 相談支援専門員は、すでにサービス提供事業所で中心的な役割を担っている中堅職員と同程度以上の経験が必要であること、そのため、比較的高い人件費が必要なこと、難しい業務であるにも関わらず、処遇改善加算の対象と

なっていないこと、などの理由から、運営法人として、相談支援事業所に新たに相談支援専門員を配置し、増員することが難しい。

- 計画相談支援の計画作成率は約 60%(令和5年6月末時点)であり、支給決定者の増加人数に比べ、計画相談支援の作成人数が少ないため、セルフプランの作成人数が年々増加する傾向となっている。
- このため、新規に計画を作成する相談支援事業所を見つけることが難しい状況が続いている。特に、特別支援学校高等部卒業生に対して、新規に計画を作成する相談支援事業所を見つけることができないことが、大きな課題となっている。
- 障害児相談支援の計画作成率は約 87%(令和5年6月末時点)であるが、作成件数のうち、横須賀市療育相談センターによる作成件数が約 90%を占めており、横須賀市療育相談センター以外の相談支援事業所で、計画を積極的に作成する事業所の数が増えていない。
- 障害児相談支援を受けていた児童が 18 歳になったとき、引き続き、計画相談支援による計画作成を行ってくれる相談支援事業所がないため、やむを得ずセルフプランとなってしまいうケースが生じている。
- 地域移行支援や地域定着支援の実績は、実施できる相談支援事業所が限られているため、少ない件数となっている。

見込量の設定の考え方

- 計画相談支援については、作成数が増加傾向であり、今後もその傾向が続くと見込まれるため、過去5年間の平均伸び率により積算しました。その数値を基に、複数の相談支援事業所による協働事業モデルを行うことで、年間 10 件ずつ作成数が増えるものと見込みました。
- 地域移行支援については、市内5カ所の障害者相談サポートセンターにおいて、知的障害者については5カ所合計で各年度 3 人ずつ、精神障害者についてはそれぞれで令和6年度は1人、7年度は1.6人、8年度は 2 人が利用すると見込みました。
- 地域定着支援については、地域移行支援を利用する精神障害者の 1/5 が利用すると見込みました。
- 障害児相談支援については、過去 5 年間の平均作成数(125 件)を基に、全体の9割を占める療育相談センター作成分の計画のうちの 5%(6件)がセルフプランに移行すると見込み、また療育相談センター以外の相談支援事業所による作成件数が 10 件ずつ増えていくと見込んだうえで、相殺して毎年度4件ずつ増えるものと見込みました。

見込量達成に向けた取り組み

- 障害者相談サポートセンターを中心とした複数の相談支援事業所による協働事業モデルの活用により、各相談支援事業所の報酬額をアップし、相談支援事業所の増加や相談支援専門員の増員ができる環境整備を行う。
- 横須賀市療育相談センターに障害児の計画の作成が極端に集中している状況を緩和させるため、セルフプランでの対応が可能な利用者をセルフプランに切り替えるとともに、横須賀市療育相談センター以外の既存の計画相談支援事業所や障害児相談支援事業所が、新たに計画を作成しやすくなるような取り組みを検討する。
- ICTの活用による紙の書類の省略や電話連絡等のやり取りの簡素化、業務手順の見直し等により、市のケースワーカーや相談支援専門員の業務の効率化を図ることで、1人の相談支援専門員が対応できる計画相談の数を増やせないか検討する。
- 基幹相談支援センターに配置されている主任相談支援専門員による支援、障害とくらしの支援協議会の相談支援部会の活動による支援を通じて、相談支援専門員同士の連携の強化や質の向上を図っていく。
- 基幹相談支援センターと障害者相談サポートセンターを中心として、地域移行支援や地域定着支援の促進を図るとともに、障害者相談サポートセンターにおいて、福祉施設や精神病床からの地域移行支援や地域定着支援の年間目標件数を設定する。

(5)障害児通所支援等の見込量

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供するサービス
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障害がある児童に対する児童発達支援及び治療を行うサービス
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等を訪問し、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、専門的な支援を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等があり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス
福祉型障害児入所支援	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行うサービス
医療型障害児入所支援	医療的なケアを必要とする障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び治療を行うサービス

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人	280	308	-	359	388	419
	人日	1,741	1,970	-	2,315	2,509	2,720
医療型児童発達支援	人	10	13	-	11	11	11
	人日	77	71	-	68	68	68
放課後等デイサービス	人	912	1,078	-	1,251	1,347	1,451
	人日	9,075	10,271	-	11,964	12,913	13,937
うち医療的ケアの必要な児童※1	人			-			
	人日			-			
保育所等訪問支援	人	1	10	-	10	10	10
	人日	1	30	-	30	30	30
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	-	1	1	1
	人日	0	0	-	4	4	4
福祉型障害児入所支援	人	28	25	-	27	27	27
医療型障害児入所支援	人	10	8	-	9	9	9

(単位は1カ月あたり。ただし居宅訪問型児童発達支援は1年あたり)

※1 「医療的ケアの必要な人」とは、医療的ケアのスコア表のいずれかの医療行為を必要とする状態である人をいう。

現状・課題

- 放課後等デイサービスの事業所が多く新設されているが、一定水準以上のサービスを確保することが重要である。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を利用する際の児童の送迎の確保が課題である。
- 送迎加算を算定しない児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所への児童の送迎手段として、移動支援を利用することが難しい。
- 重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れることができる児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の数が少ない。
- 放課後等デイサービス事業所などで、行動障害のある児童など、手厚い支援を必要とする児童を受け入れることが難しい。
- 不登校児について、放課後等デイサービス事業所が居場所の一つとなり得ている現状がある一方で、学校にも放課後等デイサービスにも通うことができ

ず、限られた貴重な学齢期に家に引きこもってしまう状況が起きている。

見込量の設定の考え方

- 児童発達支援については、利用が増加傾向であり、今後もその傾向が続くと見込まれるため、過去5年間の平均伸び率により積算しました。
- 医療型児童発達支援については、年度によって利用に増減はありつつも、市内では事業所が1カ所のみで、今後事業所が増える見込みもないと考えられるため、過去5年間の平均利用実績を基に見込量を設定しました。
- 放課後等デイサービスについては、利用が増加傾向であり、今後もその傾向が続くと見込まれるため、過去5年間の平均伸び率により積算しました。うち医療的ケアの必要な児童の見込み数については、
- 保育所等訪問支援は、令和4年度に事業所が1カ所から2カ所に増えたため、令和4年度と同程度の実績が今後も続くと考え、見込量を設定しました。
- 居宅訪問型児童発達支援は、令和6年度から療育相談センターにおいて事業開始を予定しています。これまで療育相談センターで相談のあった実績から、年間で1人が3カ月に1回程度利用すると見込み、見込量を設定しました。
- 福祉型及び医療型障害児入所支援は、年度によって利用に増減はありつつも、入所できる施設は限られており、大きな変動はないものと考えられるため、過去5年間の平均利用実績を基に見込量を設定しました。

見込量達成に向けた取り組み

- 障害とくらしの支援協議会のこども支援部会や障害児通所連絡会の活動などを通じて、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所同士の支援内容の情報共有など、連携の強化や支援の質の向上のための取り組みを行う。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所に対して、児童を送迎できる運営体制としてもらうよう、市として引き続き働きかけていく。
- 喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度を検討する。
- 強度行動障害支援者養成研修の受講を促進するための助成制度を検討する。

(6)地域生活支援事業 相談支援事業等の見込量

サービス名	サービスの概要
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業
自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等により自発的に行われる、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業
相談支援事業	地域の障害者等の相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護に必要な支援、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業
基幹相談支援センター	地域の相談支援事業所間の連絡調整、関係機関の連携の支援を行う、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業
成年後見制度利用支援事業	親族等による後見等開始の審判の申立てができない知的障害者・精神障害者について、市長が代わりに申立てを行うとともに、費用負担が困難な障害者については、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う事業
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業
障害児等療育支援事業	在宅障害児(者)の地域生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する県の療育機能との重層的な連携を図る事業

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業 (障害者相談サポートセンターの設置・運営)	カ所	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センターの設置	カ所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センターの機能強化事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施有無	-	-	-	-	-	-
成年後見制度利用支援事業	利用者数	11	13	-	29	35	41
1 知的障害者	利用者数	3	0	-	4	5	6
2 精神障害者	利用者数	8	13	-	25	30	35
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	未実施	未実施	-	未実施	未実施	未実施
障害児等療育支援事業	カ所	-	-	-	実施	実施	実施

(数値は1年当たり)

現状・課題

- 相談支援事業について、市の委託相談支援事業を担っている障害者相談サポートセンターは、主にサービスにつながらない人、支援の難しい人を対象とした総合的・専門的な相談業務を実施しているが、市内の相談支援事業所における計画等の作成件数があまり伸びていない状況であるため、計画の作成人数について、令和5年6月末現在、5つの障害者相談サポートセンターの合計で、市全体の計画相談支援の作成人数の約30%を占めている。このため、計画の作成業務に多くの時間を取られてしまい、障害者相談サポートセンターの

本来の業務である、主にサービスにつながらない人や支援の難しい人を対象とした総合的・専門的な相談業務に十分な時間を確保することが難しい状況となっている。

- 障害児等療育支援事業について、市の指定管理業務を担っている横須賀市療育相談センターは、障害のある児童を受け入れている保育所等への巡回相談や保護者との面接や電話等による療育相談業務を実施しているが、障害児の計画の作成人数について、令和5年6月末現在、市全体の計画の作成人数の約90%を占めている。このため、計画の作成業務に多くの時間を取られてしまい、障害のある児童を受け入れている保育所等への巡回相談や保護者への療育相談業務に十分な時間を確保することが難しくなっている。
- 基幹相談支援センターについては、令和3年度より、市の直営により、福祉の総合相談窓口「ほっとかん」に併設して運営を開始していたが、令和5年度からは、新たに主任相談支援専門員を配置し、相談支援事業所等の相談支援専門員に対する専門的な指導・助言、OJTによる相談支援業務の支援、孤立しがちな相談支援専門員へのサポートなど、相談支援専門員の人材育成の業務を行っている。
- 障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるため、成年後見制度の利用の必要性が高まっている。
- 障害のある方にとっては、成年後見制度の利用期間は比較的長くなるため、法人後見の利用の必要性が高いが、本市では法人後見を利用しやすい環境が整っていない。

見込量の設定の考え方

- 令和5年度時点において実施されている項目については、そのまま「実施」と設定しました。また、障害者相談サポートセンターや基幹相談支援センターについては、現行の数を維持するものとしました。
- 成年後見制度利用支援事業は、制度の普及啓発により、令和5年度の実績見込みから、知的障害者については1件ずつ、精神障害者については5件ずつ増えるものと見込みました。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、本計画期間では「未実施」としますが、現状分析などを行い、早期に実施できるよう検討を進めます。

見込量達成に向けた取り組み

- 障害者相談サポートセンターの本来の業務である、主にサービスにつながらない人や支援の難しい人を対象とした総合的・専門的な相談業務に十分な時間を確保することができるよう職員配置等の運営体制の見直しを行う。

- 障害者相談サポートセンターが、相談支援事業所の相談支援専門員の計画等の作成のフォローを行うことにより、相談支援事業所が作成することのできる計画等の作成件数を増加することができないか検討する。
- 障害者相談サポートセンターを中心とした複数の相談支援事業所による協働事業モデルの活用により、各相談支援事業所の報酬額をアップし、相談支援事業所の増加や相談支援専門員の増員ができる環境整備を行う。(再掲)
- 横須賀市療育相談センターに障害児の計画の作成が極端に集中している状況を緩和させるため、セルフプランでの対応が可能な利用者をセルフプランに切り替えるとともに、横須賀市療育相談センター以外の既存の計画相談支援事業所や障害児相談支援事業所が、新たに計画を作成しやすくなるような取り組みを検討する。(再掲)
- 成年後見制度について、保護者や施設・事業所の職員向けの研修会や説明会を開催し、積極的な普及啓発を行う。
- 成年後見制度法人後見支援事業が実施されていない現状を分析するとともに、障害のある方が法人後見を利用できる環境整備の方策を検討する。
- 成年後見制度利用支援事業の実施にあたって、障害のある方本人が自らの意思で生き方を選択する権利を保障し、意思決定できるよう、必要な支援を行う。
- 成年後見制度利用支援事業の実施にあたっては、知的障害のある方を支援する福祉こども部障害福祉課と精神障害のある方を支援する健康部保健所保健予防課が十分に連携を図ることで、当該事業の円滑な利用を促進していく。

(7)地域生活支援事業 意思疎通支援事業の見込量

サービス名	サービスの概要
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能等の障害により意思の疎通を図ることが困難な方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣したり、市役所での手続きのための手話通訳者を配置したりする事業
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動を促進するために、日常会話程度の手話表現技術の習得者を養成する事業

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	件	802	770	-	770	770	770
要約筆記者派遣事業	件	85	95	-	95	95	95
手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	14	11	-	11	11	11
手話通訳者養成事業	修了者数	15	19	-	19	19	19
要約筆記者養成事業	修了者数	0	0	-	1	1	1
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件	2	11	-	11	11	11
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	2	1	-	1	1	1
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	件	0	0	-	6	6	6
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	修了者数	0	0	-	0	0	2

(数値は1年あたり)

現状・課題

- 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法)」の趣旨を踏まえて、本市に暮らす障害のある方が、その必要とする情報を十分に取得し、利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、事業の実施に取り組む必要がある。
- 手話通訳者派遣事業については、現在、通院や公的機関等での手続きなど、社会生活上不可欠である外出時に手話通訳者の派遣を行うことができることとなっているが、聴覚障害のある方からは、就労のための資格取得を目的とした講習会や介護予防を目的とした講座への参加など、社会参加活動などにも派遣対象を拡大してほしいとの声が上がっている。しかし、聴覚障害のある方のニーズに対して、手話通訳者の人数が十分に確保されていない。
- 手話通訳者の高齢化、手話通訳者の養成には数年かかるなどの理由により、手話通訳者の人数を大幅に増加することができない。
- 事業の周知が十分でなく、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の利用登録者がいない。

見込量の設定の考え方

- 手話通訳者、要約筆記者の派遣事業については、過去5年間ではいずれも減少傾向が続いていますが、聴覚障害のある人の意思疎通に関する権利を守るという観点から、令和4年度と同程度の実績を見込量として設定しました。
- 手話通訳者設置については、現行の2人体制を維持します。
- 手話奉仕員及び手話通訳者の養成事業について、年度によって修了者の人数に増減があるため、令和4年度と同程度の実績を見込量として設定しました。
- 要約筆記者養成事業については、令和3年度・4年度と実績がありませんが、本計画期間では各年1名の修了者を見込みます。
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、令和4年度末時点で市内の利用登録者は1人で、今後大きな変動はないものと考えられるため、令和4年度と同程度の実績を見込みました。
- 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業については、令和4年度末時点で市内の登録通訳・介助員は11人で、利用者の人数に対して充足していると考えられることから、令和4年度と同程度の実績と見込みました。
- 失語症者向け意思疎通支援者の事業について、現在横須賀市に利用登録者はいませんが、令和4年度末時点の県内の政令指定都市の、人口に対する登録者の割合の平均では、約17万人に1人該当者がいるという計算になります。これを横須賀市の人口に当てはめると、市内には潜在的に2～3人の対象者

がいるものと考えられます。

- 失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業の見込量は、この潜在的对象者が1人あたり年2回派遣を利用するものとして見込みました。
- 失語症者向け意思疎通支援者の養成事業については、現在市内には意思疎通支援者が1人いますが、令和8年度末までにさらに2人を養成し、対象者と同数の意思疎通支援者を確保することを目標とした見込量としました。

見込量達成に向けた取り組み

- 若い世代に対する手話通訳の必要性に関する更なる周知・啓発など、将来を見据えた手話通訳者の確保策の実施を検討する。
- 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の対象者に対する周知・啓発を行う。
- 新たにICTやAIなどの技術を取り入れ、障害のある方の情報保障を行えるよう検討する。

(8)地域生活支援事業 日常生活用具給付等事業の見込量

サービス名	サービスの概要
日常生活用具給付等事業	在宅の障害者に、日常生活をしていくうえでその障害を軽減し、自立した生活を支援・実現するための用具を給付又は貸与する事業
介護訓練支援用具	特殊寝台やマット、体位変換器、移動用リフト等、障害のある人の身体介護を手助けするための用具
自立生活支援用具	入浴補助用具、移動・移乗支援用具等、障害のある人の入浴や移動等の日常生活上の自立を支援するための用具
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器等、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ、視覚障害者用ポータブルレコーダー、聴覚障害者用通信・情報受信装置等、情報収集・伝達や意思疎通を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具等、障害のある人の排泄管理を支援する用具
居宅生活動作補助用具	居宅での生活環境を整備するための、段差解消や手すり設置等の住宅改修

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件	26	19	-	23	23	23
自立生活支援用具	件	33	28	-	37	37	37
在宅療養等支援用具	件	48	25	-	37	37	37
情報・意思疎通支援用具	件	40	44	-	36	36	36
排泄管理支援用具	件	5,366	5,350	-	5,315	5,315	5,315
居宅生活動作補助用具	件	8	7	-	9	9	9

(数値は1年あたり)

現状・課題

- 日常生活用具給付等事業が地域生活支援事業の市町村の必須事業として実施されることとなった平成18年度以降、給付品目や基準額等について、一度も見直しが行われていないため、新たな給付品目の追加や既存の給付品目の基準額等の見直しの検討が必要である。

見込量の設定の考え方

- 各項目とも年度によって実績に大きな増減はないので、過去5年間の平均値を基に見込量を設定しました。

見込量達成に向けた取り組み

- ICTの進展や技術革新による製品の変化、他都市の見直しの状況を踏まえ、利用者にとって時代に合った適切な給付が行えるよう、給付品目や基準額等について、見直しを行う。

(9)地域生活支援事業 移動支援事業および日中一時支援事業の見込 量

サービス名	サービスの概要
移動支援事業	単独での外出が困難な方が円滑に外出できるよう移動を支援する事業
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援および障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業(障害 児)	人	230	205	-	178	166	155
	時間	3,212	2,686	-	2,308	2,140	1,983
移動支援事業(障害 者)	人	636	646	-	660	666	672
	時間	10,551	10,981	-	11,450	11,669	11,894
日中一時支援事業 (障害児)	人			-			
	時間			-			
日中一時支援事業 (障害者)	人			-			
	時間			-			

(単位は1カ月あたり)

現状・課題

- 移動支援事業について、地域生活支援事業の市町村の必須事業として実施されることとなった平成18年度以降、一度も報酬単価の見直しが行われていないため、年々増加する最低賃金への対応など、移動支援事業者から報酬単価の見直しを求める声が挙がっている。
- 移動支援による通所等の送迎は、朝夕の時間に集中していること、ヘルパー業務を担う人材の高齢化により、移動支援事業のヘルパーを確保することが厳しいこと、などの理由により、新たに移動支援事業を利用することは難しい状況である。
- 移動支援事業のヘルパー不足の解決策の一つとして、平成25年度より、一人のヘルパーが複数の利用者を支援できるグループ送迎の仕組みを導入したが、利用が伸びていない。
- 主に学齢期において、将来を見据えて自力で通える力を身につけることがとても大切であるが、自力で通える力を身につけるための訓練を目的とした移動支援事業の利用の仕組みが整っていない。

- 移動支援事業の利用の目的、利用の仕方などについて、十分な説明が行われていない。
- 移動支援事業の運用に関するルールが不明確である。
- 現在の移動支援事業は、やむを得ない事情がある場合を除いて、原則として通学の送迎に利用することができない。
- 通学支援の課題を解決する場がない。
- 日中一時支援事業については、生活介護等の日中活動サービスの利用時間終了後の居場所の提供や初めて宿泊を伴う短期入所を利用する際の本人の様子や必要な支援を見極める機会として、重要な役割を担っている。

見込量の設定の考え方

- 移動支援事業については、現在制度の見直しを検討中であるため、見込量としては今後の取り組みの影響を反映させずに、過去5年間の平均伸び率により積算しました。障害児については減少、障害者については増加しています。
- なお、平均伸び率は、令和元年度から令和2年度にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大きく実績が減少しているため、計算からは除外しています。
- また、同行援護、行動援護への移行分を、障害者の見込量から差し引いています。
- 日中一時支援については、

見込量達成に向けた取り組み

- 移動支援事業について、障害とくらしの支援協議会の中の移動支援部会にて、利用対象者、利用方法、報酬単価など、制度の見直しに向けた検討を引き続き行っていく。

(10)地域生活支援事業 地域活動支援センター事業(地域作業所含む)の見込量

サービス名	サービスの概要
地域活動支援センター事業	日中活動の場の提供や社会との交流等を行う施設
地域作業所	一般の事業所では働くことが困難な在宅の障害者に、働く場や活動の場を提供し、作業指導、生活訓練等を行う施設

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援センター事業(地域作業所含む)	カ所	23	23	21	21	19	19
	人	324	322	292	292	263	263

(単位は1カ月当たり)

現状・課題

- 障害福祉サービスのように国制度の報酬額ではなく、市の補助金による運営となっており、国の指定基準に基づく事業所運営にとらわれることなく、比較的柔軟な事業所運営ができるというメリットがある一方で、財政基盤が厳しい事業所が多いというデメリットがある。
- 障害福祉サービスのように、利用者が通所した日に日額の報酬が発生する仕組みではなく、月に4日以上通所した人を市の補助金の対象となる利用者としてカウントできるため、障害特性上の理由などにより、自宅に引きこもっていた人やコミュニケーションが苦手な人、長期入院をしていた人など、自分のペースに合わせて、比較的ゆるやかな通所が適している人の社会参加の場として、重要な役割を担っている。

見込量の設定の考え方

- 令和5年度から2カ所(定員計30人)の地域活動支援センターが障害福祉サービス事業所に移行しています。令和7年度からはさらに2カ所(定員30人)が移行予定のため、これを見込んで見込量を設定しています。

見込量達成に向けた取り組み

- 障害福祉サービス事業所への移行の可能性が高い事業所に対して、移行後の人員配置等の運営基準や収支シミュレーションなどの説明を行い、障害福祉サ

ービスへの移行支援補助金等の活用と併せて、移行のための支援を行う。

- 障害福祉サービスへの移行が難しい事業所に対して、事業運営の安定化を図るため、引き続き、事業所の状況を把握し、必要な支援を行う。

(11)その他計画を推進するにあたって留意すべき視点

ア 複合的サービスの利用の推進

現状・課題

- 地域では、障害のある方単独のケースより、家族や地域と絡み合った複合的な課題を抱えたケースが多くなってきている。
- 特に、高齢の親と障害者や引きこもりの子との家族問題(80・50問題)は、単純な障害者支援では解決困難であり、他制度(介護保険制度等)や地域資源等と連携し、包括的に対応していく体制が求められている。
- しかしながら、現状では、そのような連携や支援体制は十分に整っていない。
- 80・50問題等の家族に対する支援策の一つとして、共生型サービスの活用が考えられる。このサービスは、障害のある方と高齢の家族が同一の事業所を利用することができるため、介護保険サービスと障害福祉サービスとの連携が可能となるメリットがある。
- 例えば、高齢の親は、介護保険サービスの通所介護や短期入所生活介護を利用し、障害のある子は、障害福祉サービスの生活介護や短期入所を同一施設内で同時に利用することができる。
- しかしながら、現状では、共生型サービスの認知度も低く、普及も停滞している。

今後の方向性

- 80・50問題には、本市として包括的な支援体制を構築していく中で、障害者単独ではなく、家族の問題として、包括的に関わっていく視点が必要である。
- そのためには、共生型サービスの理解と普及の促進を図っていくことが大変重要であり、具体的な方策として、当事者や事業関係者への周知・啓発活動の実施や関係事業所に対する支援体制を構築していく必要がある。

イ 意思決定支援に基づく介護保険サービスとの協働

現状・課題

- 65歳を迎える障害者や40歳以上で特定疾病のある障害者が介護保険サービスを利用する場合、自己負担額の発生など、制度の違いを理解したうえで、介護保険サービスの利用を検討することが重要である。
- しかし、現状、障害福祉サービス事業者と介護保険サービス事業者双方で、各サービスに対する理解が十分ではない状況である。
- 65歳以上の障害者支援施設の入所者が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に移るための体制が十分ではない。
- 障害者支援施設の入所者の高齢化が進んでいることにより、若年層の障害者支援施設への入所が難しい状況が生じている。
- 障害者支援施設は、高齢化した障害者の支援を行うための設備や技術が十分に整っているとは言えない状況であり、高齢化した障害者の生活の質(QOL)が十分に保たれているとは言い難い状況である。
- 障害当事者の生活は連続した時間の中にありながら、異なる制度の利用の際には、制度の違いが障壁となり(特に障害福祉と介護保険の間で顕著)、障害当事者は制度に翻弄され、不利益を被ってしまうことがある。

今後の方向性

- 各サービスの中で、特に支援の中心となる相談支援専門員や介護支援専門員に対して、各サービスの理解を深めるための研修や事例検討会等を実施することが必要である。
- 障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスを利用する際に、円滑な情報共有を図る必要がある。
- 障害者支援施設から介護老人福祉施設等の高齢者施設へ移行する人の人数を見込み、具体的な取り組みを検討することが必要である。

ウ 障害者差別解消法の周知・啓発

現状・課題

今後の方向性
